

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 31 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2009 年 11 月 2 日 (月) ~11 月 6 日 (金)
 場所 : デュッセルドルフ (ドイツ)

仮議題

1.	議題の採択
2. i)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
ii)	FAO 及び WHO から提起された関心事項
3.	食物繊維の分析方法のリスト(ステップ 7)
4.	栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量(NRV)の追加あるいは改訂原案(ステップ 4)
5.	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則(CAC/GL 9-1987)を修正するための新規作業の提案に関する討議文書
6.	低体重乳幼児向け穀物加工食品規格作成のための新規作業の提案に関する討議文書
7.	乳児(6-12 ヶ月齢)及び幼児用調製補助食品に関するガイドライン改訂のための提案に関する討議文書(CAC/GL 8-1991)
8.	非感染性の病気のリスクに関連した栄養素の栄養参照量(NRV)に関する討議文書
9.	その他の事項及び今後の作業
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

第 31 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の主な検討議題

日時： 2009 年 11 月 2 日（月）～11 月 6 日（金）

場所： デュッセルドルフ（ドイツ）

主要議題の検討内容

議題 3. 食物繊維の分析方法のリスト（ステップ 7）

第 30 回会合において、栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件表案（Part B：食物繊維含有量について）が議論され、第 32 回総会において、食物繊維の定義も含め条件表が採択されたが、食物繊維の分析法については、リストの更新も含め今次会合にて議論されることとなっていたもの。

この件については消費者庁の所管事項と関連するため、今後、消費者庁と協議をして適宜対処したい。

議題 4. 栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量（NRV）の追加あるいは改訂原案（ステップ 4）

第 30 回会合にて韓国が中心となって作成した原案を会期直前の物理的作業部会で修正した案に基づき議論が行われ、基本となる栄養量の指標については、平均必要量ではなく、推奨量を用いること等の変更が加えられた。一般団体の NRV の数値の決め方については、異なる性年齢群の数値のうち、一番高い数値を用いるのではなく、対象となる集団を適切に代表すると考えられるサブグループの平均値を用いることで概ね合意されたが、本改訂原案についてはステップ 2/3 に戻し、韓国を中心とする電子作業部会によって引き続き議論するとともに、FAO/WHO のビタミン及びミネラルの必要量に関する専門家会議報告書のデータに基づいて、具体的数値案を策定する作業を行うこととされたもの。

この件については消費者庁の所管事項と関連するため、今後、消費者庁と協議をして適宜対処したい。

議題 5. 必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則（CAC/GL 9-1987）を修正するために新規作業の提案に関する討議文書

第 30 回会合にて「食品への必須栄養素の添加に関するコーデックス一般原則（CAC/GL 9）」について、必須栄養素の添加の目的、方法等が変化してきていることから見直しをするべきというカナダ提案の新規作業について議論が行われ、CAC/GL 9 の見直しの必要性は認められるものの、資料の到達が遅く検討する時

間が少なかったこと、新規作業の目的等について不明確である等の理由から、カナダ主導の電子作業部会で、背景説明も含めた討議文書を再度作成し、今次会合で検討することとしたもの。

本件については、各国の状況について情報収集に努めるとともに、適宜対処したい。

議題 6. 低体重乳幼児向け穀物加工食品規格作成のための新規作業の提案に関する討議文書

ガーナ提案の「乳児（6-12 ヶ月齢）及び幼児用調製補助食品に関するガイドライン改訂のための新規作業の提案」と、ひとつの作業にすることができないかも含めて議論が行われ、どちらの提案も特に途上国の栄養失調児を対象としているものの新規作業を行う目的となる食品等が異なることから、それぞれ電子作業部会を立ち上げ、両者が緊密に連絡を取りつつも、新規作業提案内容について別々に議論することとされたもの。

我が国においては必要とされる規格ではないことに留意しつつ、各国の状況について情報収集に努めるとともに、適宜対処したい。

議題 7. 乳児（6-12 ヶ月齢）及び幼児用調製補助食品に関するガイドライン改訂のための提案に関する討議文書（CAC/GL 8-1991）

インド提案の「低体重児向け穀物加工食品規格作成のための新規作業の提案」と、ひとつの作業にすることができないかも含めて議論が行われ、どちらの提案も特に途上国の栄養失調児を対象としているものの、新規作業を行う目的となる食品等が異なることから、それぞれ電子作業部会を立ち上げ、両者が緊密に連絡を取りつつも、新規作業提案内容について別々に議論することとされたもの。

我が国においては必要とされる規格ではないことに留意しつつ、各国の状況について情報収集に努めるとともに、適宜対処したい。

議題 8. 非感染性の病気のリスクに関連した栄養素の栄養参照量(NRV)に関する討議文書

前回の部会において、非感染性の病気のリスクに関連した栄養素の栄養参照量（NRV）に関する新規作業が提案され、今次会合前に、アメリカとタイを議長国とする物理的作業部会を行うこととしていたもの。

この件については消費者庁の所管事項と関連するため、今後、消費者庁と協議をして適宜対処したい。